

千葉県告示第548号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和4年6月28日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
音楽療法UNICO まくはり 千葉県千葉市花見川 区幕張本郷2丁目4 -28	NPO法人ユニークユニ バース 千葉県松戸市稔台七丁目3 1番地1 理事長 益山 ゆき	令和4年 7月1日	1250102082	児童発達支 援・放課後等 デイサービス